

## 第5回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和3年8月10日（火）9時00分～10時50分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

今後の日程について

5 議事内容

○野口賃金室長補佐 おはようございます。ただ今から第5回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について確認いたします。本日は平木委員が御出席とお聞きしておりますけれども、到着しておられません。中野委員は本日、御欠席ということでお聞きしております。現在7名の委員の御出席が確認できますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

傍聴の方々には受付でお渡ししております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、ここから先の進行を佐藤部会長にお願いしたいと思います。

○佐藤部会長 おはようございます。それでは、審議の方に入らせていただきたいと思います。

議事次第の1番目、金額審議に入りたいと思います。本日最終日ということで、結審に向けて公益委員見解を示した上で協議をしていきたいと考えておりますが、その前に、いつもと同様に、田中委員と宮城委員と私との3人でまず打合せをさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、10分から15分をお願いしたいと思います。

それでは、9時15分まで休会とさせていただきます。

〔三者協議〕

○野口賃金室長補佐 休会中に平木委員が到着されたことを御報告申し上げます。

○佐藤部会長 それでは、専門部会を再開いたします。

今回で5回目の専門部会となりますが、前回までの審議した結果は、労働者側、30円引上げの822円、使用者側は3円引上げの795円でありました。それで、今、打合せをしたのですが、残念ながら労使の主張の隔たりが埋まることはありませんでしたので、公益見解を出させていただくこととしました。

それでは、これから公益見解を示させていただきます。参考として委員限りに配付させていただきます。

では、公益委員見解を示させていただきます。

まず、結論から申し上げます。公益委員見解として、現行最低賃金額から29円の引上げを行い、鳥取県最低賃金額を821円とすることを提案いたします。

理由を申し上げます。まず、審議の経過ですが、令和3年度の鳥取県最低賃金額の金額審議は、4回にわたる専門部会において、7月16日に中央最低賃金審議会から示された目安答申、最低賃金法第9条第2項に規定された労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素に関する統計資料等に基づく検討に加え、最低賃金に関わるアンケート調査結果等も勘案しながら、地域の実情・実態をできる限り反映すべく、公労使三者構成原則を踏まえ、それぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところがあります。

労働者側、使用者側それぞれの主張について申し上げます。今年度の鳥取県最低賃金専門部会において、労働者側、使用者側それぞれの代表委員から最低賃金額改定について御

意見を頂きました。

まず、労働者側から頂いた御主張について説明いたします。

本年度の目安額28円は、全てのランクで有額かつ同額の目安が示されたのは、時間額に統一された2002年以降初めてであり、コロナ禍においても最低賃金を引き上げていくことの必要性が認められたものであり、目安額を尊重した審議が行われるべきであること。中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告（平成29年3月28日中央最低賃金審議会了承）の別紙4「諸指標による都道府県の総合指数（東京を100とした総合指数）」において、鳥取県は第37位（下位に時間額793円の県が6県）であることを考慮すると、福島県を除くDランク15県の令和2年度の時間額は、793円が8県、792円が7県あり、鳥取県とその他14県との地域間格差の解消が必要であり、単独日本最低賃金は絶対あってはならないこと。最低賃金の引上げは、最低賃金近傍で働く人の生活改善のみならず、労働者の生活の安定等に資するものであり、2年連続で引上げ額を抑制してはならず、今年度の改定額は社会安定のセーフティーネットを促進するメッセージとなり得る金額を示すべきであること。国においては、厳しい経済環境下にある中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を不断の努力で取り組むと共に、公労使が中期的視点の下、最低賃金の果たす意義・役割を再認識した上で議論を尽くし、ナショナル・ミニマムとしてふさわしい水準に引き上げていくべきであること。2021春闘の300人未満の賃上げ率1.81%（連合鳥取1.7%）、2021春季労使交渉回答結果（1.71%程度）を考慮すると、セーフティーネットである最低賃金を底上げする必要性から、引上げ率3%以上は当然必要であること。

以上の理由により、現行最低賃金から30円引上げの822円が提示されました。

対して、使用者側の御主張について説明いたします。

中央最低賃金審議会が示した目安額28円は根拠が明確でなく、到底納得のできるものではないこと。令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解について、2（1）②の名目GDPの捉え方については、前年同期比で比較すべきであり、前年度（2020年1月から3月期）と比較するとマイナス1.6%であり、足下で回復しているとは言えないこと。また、2（1）③の法人企業統計における企業利益については、対象企業は大企業が中心であり、「足下では、産業全体では回復が見られる」との見解は、最低賃金審議の対象となる中小企業や小規模事業者には当てはまらないこと。さらに、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化等はあくまで方針であり、

実績ではないこと。求人票に記載された賃金額資料（第527回鳥取地方最低賃金審議会資料ナンバー8）によると、鳥取県内のハローワークにおける基本給下限額別求人件数を単価で見ると、820円未満の求人件数は、全体求人件数で4月は27.9%、5月は26.4%を占めており、28円引き上げると求人票を出す企業に大きな負担となること。最低賃金に関する基礎調査結果において、就業形態がパート労働者の28.8%が820円未満の賃金であり、目安額28円（820円未満）の影響率（28.8%）が非常に高くなり、企業に大きな負担となること。県下において、7月29日から新型コロナウイルス感染増大警戒情報が発令される非常事態の中、長引くコロナ禍により経済活動の停滞や雇用調整が強く懸念される。また、現状、経営者は雇用調整助成金等の申請により事業継続・雇用維持を最優先で考えているが、政府主導による目安額（28円）の引上げは、地方の中小企業・小規模事業者の事業廃止の引き金となり、失業者が増加するおそれがあること。鳥取県公表の「鳥取県の経済動向8月号」によると、県内の雇用保険受給者は前年比で、11か月増加している。今後、解雇・雇止めが更に増加することが予想されること。

以上の理由により、現行の最低賃金から3円引上げの795円が提示されました。

それでは、公益委員としてどのような姿勢で本専門部会に取り組んできたかということ、その見解について御説明させていただきます。

公益委員としては、労働者側、使用者側のどちらに偏ることなく、中立かつ公平・公正な立場から労使双方を尊重しつつ、金額の一致を目指し、労働者側、使用者側との三者による4回にわたる審議を重ねてきたところでもあります。しかし、残念ながら、労使双方の求める金額の隔たりを解消するに至ることができませんでした。このため、公益委員としては労使双方が主張した意見を踏まえた見解を取りまとめ、今年度の鳥取県最低賃金額の改定金額を提示することとしました。それが冒頭で述べた29円引上げになります。

その根拠について説明をさせていただきます。

まず、公益委員としての希望がありました。昨年から続くパンデミックにより、多くの人々が生活不安や雇用不安を抱えている中において、今年度の最低賃金の改正は多くの人に希望を与えるメッセージとなってほしいと強く希望いたしております。そのことから、目安が示される前ではありますが、可能であるなら800円以上、800円プラスアルファの額が妥当な金額ではないだろうかということをもともと想定していた次第であります。

ただし、あくまでも可能であるならということのは、引上げが可能であるならということですので。次に、最低賃金額を引上げするに当たっての判断根拠について説明いたします。最低

賃金を含めた賃金の引上げにより、非正規雇用で働く人などの待遇改善が社会的に求められており、セーフティネットとして最低賃金引上げの必要性があると認められること。鳥取県内の経済状況や雇用情勢の指標を見ると、他県と比べて特段注視すべき事由がないこと。鳥取県と接する他県との最低賃金の大きな格差が県内人口減少の一因となっていることを考えると、今後の労働力人口を確保することによって、鳥取県の継続的な発展に資することが急務であると判断し、最低賃金引上げの重要性があると認められること。

以上の三つの点から、今年度の最低賃金の引上げが必要である、また可能であると判断させていただきました。

次に、使用者側が提示する3円の引上げに賛同できない理由について説明をさせていただきます。使用者側が主張する3円の引上げでは、最低賃金額が800円に満たず、また最大譲歩していただいても800円との説明がありましたので、公益委員としてのそもそもの希望と最低賃金引上げの判断根拠を理由に考慮すると、更なる引上げの必要性が認められたことから、使用者側の提示するプラス3円という金額には賛同できないという判断をさせていただきました。

次に、労働者側が御提示された30円の引上げに賛同できない根拠について説明をさせていただきます。労働者側の主張する30円の引上げでは、現時点の状況では雇用の維持を図ることが困難となることが予想されます。また、先ほど説明いたしました公益委員としての希望と最低賃金引上げの判断根拠の点からも、そこまでの引上げの必要性が認められないことに加え、現状においては、これ以上使用者側に負担を強いる状況にあるとは認められないことから、労働者側提示の金額プラス30円に賛同できないことと判断いたしました。

次に、目安額はプラス28円ということでしたが、その額より上を示した判断根拠について説明をさせていただきます。中央最低賃金審議会から示された目安答申には、数値的な根拠、28円の根拠というのは分かりづらいものでありました。しかし、一応示された目安は目安として尊重しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、鳥取県内の経済・雇用・労働者の生活の影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況等を勘案し、慎重に調査審議を行った結果及び、鳥取県の雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、有効求人倍率は令和3年1月以降上昇し、6月の有効求人倍率は1.44倍、これは全国平均は1.13倍で鳥取県は全国5位の高さであるということから、目安額よりも1円高い29円の賃金引上げが妥当ではないかということで判断させていただきました。

た。

続きまして、三つ目です。その他、政府・中央最低賃金審議会への要望についてです。専門部会報告をまとめるに当たり、政府、特に、中央最低賃金審議会に対し、以下の点を強く要望したいと考えており、鳥取地方最低賃金審議会への報告を提案することとしたいと思っております。

まず、政府への要望ですが、中小企業・小規模事業所の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識であり、政府は生産性向上の支援（業務改善助成金の周知及び利用促進など）や取引条件の改善（下請取引の適正化）等の取組を強化することを強く要望します。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、現下の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を踏まえ、政府は引き続き事業継続・雇用維持のための思い切った支援策を実行することを強く要望します。

次に、中央最低賃金審議会への要望です。中央最低賃金審議会においては、中小企業・小規模事業者や地域経済の厳しい状況を考慮し、明確な根拠のある目安額を示すことを強く要望します。中央最低賃金審議会においては、三者構成の枠組みを大切にし、目安制度の在り方について、全員協議会でしっかり議論をすることを強く要望します。特に、目安額を示す場合においては、全会一致をもって地方最低賃金審議会に提案するということを強く強く要望します。これは、目安の時点で全会一致していないものを地方に示されたところで、地方で全会一致をしろというのは難しいだろうということを強く言いたいということによって要望したいと思っております。以上となります。

それでは、今お示ししました公益委員見解について、御意見、御質問ありますでしょうか。

○宮城委員 驚きをもってこの公益委員見解を読ませていただきました。28円の目安額についても非常に驚いたのですけれども、目安プラス1円という公益委員見解が出たことに対して、非常に驚いているという状況です。経営側としては、いろんな数値を基に目安28円の正当性がどうなのかということをおし上げたわけですけれども、それプラス1円ということで、今お読みいただいた内容もしっかり読ませていただきましたけれども、到底納得できないと思っております。

一つだけ、有効求人倍率についてなのですけれども、手元にある労働局からお示しいただいた資料では、5月までの有効求人倍率と県の経済動向、それを見ると、確かにここ何か月かは有効求人倍率は上がってきています。昨年度を見ると、1月から5月については

やはりコロナの影響で有効求人倍率は毎月下がっているという状況でした。専門部会の中でも、比較する際にはその流れではなくて、前年度同月比という形でやはり見なければいけないのではないかとということをお願いしたのですが、それで見ますと、有効求人倍率は今年の1月から4月までは前年比マイナス、5月にプラスになっています。ですから、昨年よりは若干同月比としては回復しているかと思うのですが、同じようにパート求人倍率を見ますと、やはり1月から4月まで前年同月比でマイナスになっています。5月に回復しているという状況なので、それを見れば、確かに回復をしているのかなというように思えるわけですが、それまでの何か月間がずっと前年割れになっていましたから、果たしてこれは一時的なものなのか、これからまた悪化していくものなのかは予想がつかないのですが、恐らくそんなによくはならないという状況だと思います。ちょうどオリンピックが8日で終了しまして、首都圏の感染者が爆発的に増えていまして、鳥取県は全国で一番感染者数が少なかったのですが、それも一気に感染者が増加しまして島根県を追い抜いたということもありますので、今後このコロナの影響というのがどれぐらい県内に影響を及ぼすかというのが分からない状態での審議でしたので、従来の実績を基にこの審議会を行いましたけれども、将来を思うと非常に暗たんたる気持ちになるというような公益見解だったと思っております。専門部会で申し上げたように、目安というのは使用者側も賛同したいと、これについては出所が不明確な部分もあるのですが、賃金審議会等で真摯に審議していただいた内容ですから、その目安の内容というのは尊重したいと思っておりますけれども、今年目の目安については非常に疑問を感じるという目安でした。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

その他御意見、御質問等ありましたらお願いします。

田中委員、お願いします。

○田中委員 まず、公益委員見解、非常に苦しい状況で提示されたことに敬意を表したいと思います。その中で、29円という数字でございますけれども、1円我々の主張より下回るというところはあるのですけれども、8月2日に何点か労働者側の見解を述べさせていただきました中で、やはり特に声を大きくして言ったわけではないのですが、私の心にあったのは、現状の立ち位置以上を確保すべきだということです。これは経済指標を見ても37位ということに記載いただいておりますけれども、そう考えれば、現状では792円が7県という状況になっております。これ以上の立ち位置を確保すべきだということにな

れば、29円という数字もその中に含まれるのだろうなと思っております。ただ、29円と30円の違い、特に影響率等見ても、80人程度の労働者しか影響しないというのも事実でございますし、どうなのだろうかという思いは持っておりますけれども、正式には後ほど態度を示していきたいと考えています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

その他、御意見ありますでしょうか。

それでは、双方審議の場を持ちたいと思いますが、どれぐらいお時間必要になりますでしょうか。（「20分」と呼ぶ者あり）

○宮城委員 20分ください。

○佐藤部会長 20分。それでは、20分休会したいと思います。

では、部屋の御用意をお願いします。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 では、皆さんお戻りですので、審議を再開したいと思います。

それでは、労働者側、使用者側、それぞれ御意見等ありますでしょうか。

○田中委員 はい。

○佐藤部会長 では、田中委員。

○田中委員 それでは、労働者側から述べさせていただきますけれども、3人の委員でしっかり議論をさせていただきますして、結論から言うと、公益委員見解を了とするということでございます。その理由につきましては、公益委員見解の中にやはり今年度の最低賃金の改正を多くの人に希望を与えるメッセージということを記載していただいております。それから、セーフティネットとしての最低賃金の引上げ、この必要性を認めておられることや、金額についても、同意できないと書いてありますけれども、非常に我々が提示した金額に近似値であるということ等々を判断して、了といたしました。

その中で、2点ほどお話しさせていただきます。一つには、隣の島根県が金曜日に目安額プラス4円の32円で結審したという情報が我々にも入っております。他県ですからどうのこうの言う必要はございませんが、29円と32円を比べれば3円の差ができるということ、このことを我々審議会、それから専門部会委員はしっかり受け止めて今後の審議に当たるべきだと思います。この3円差によって公益委員見解の一部のこと、労働力人口の移動等について懸念を与える可能性も考えられますので、そのことはやはりしっかり受け止めて、今後の審議につなげていく必要があるのではないかなと思っております。



また、29円という数字でございますが、このまま行けば821円という改定額になります。これは希望なのですが、821円になったことによって、求人額が825円になったり、830円になったりということも望めるわけでありまして、そういうところは大いに期待したいと思っています。逆に、820円だったら、そこが頭打ちになる可能性もあるということで、その辺りを総合的に勘案して、我々はこの公益見解を了とさせていただきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、使用者側はありますでしょうか。

○平木委員 公益側の意見を聞かせていただいて、少しびっくりしたというところですけども、私の立場で言いますと、鳥取県の商工会連合会という立場で物を言わせてもらいますと、やはり中小零細企業、下請の会社がたくさんあるという中で、今回、影響値でいうと30%もある金額の値上げ、賃上げということになってくるわけですけども、これを見ている状況で言いますと、要するに国の政策が、中小の零細、地方の末端の企業はもう潰れてもいいと、とにかく早く1,000円に持っていきたいというような国の施策がかなり見え隠れする状況であろうかと思えます。だから、本当に商売人としては、要するに物の値段、どうやって商売するかというのを本当に考えていかなければならない時代だと思えます。

生産性を上げる設備を導入して頑張らなさいと言いますが、もちろん、どこもできることを精いっぱいしているのですよね。これで更に賃金3%上げなさいということは、会社の負担は4%、5%上がる。それから、ボトムアップになってくるわけですから、従業員がおられるところは、要するに全体が全部上がってくる。会社の負担が年間どれだけ増えるのかということこれから考えていきますと、要するに会社の収益率がぐんと下がってくるということしか目に見えてこない。こういう中で、更にコロナという状況がある中で、どこに明るい兆しが見えるのかな。はっきり言って、前にも言いましたけれども、鳥取県の中小零細企業の経営者が大体60歳から70歳代の年齢です。要するに、事業承継の判断基準にも大きな影響を与えることになろうかと思えます。これで後、多分1年、2年でとにかく1,000円という目標を国は掲げてどんどんやっていくでしょう。地方の経済、末端の部分についてはもう知りませんと、生き残ることができる企業だけが生き残って、解雇された従業員さんについては、鳥取県の有効求人倍率はそこそこあるのだから、ほかに就職口を幾らでも見つけなさいよというような政策にしか見えないと、今日感

じたところでは。

ですから、国に少なくともお願いしたいのは、要するに末端の企業は疲弊していますので、下請等に対しての発注単価のアップについて、ぜひ行政指導していただきたいというところでは。

○花原委員 まず、部会長から言われたように、中央最低賃金審議会が全会一致していない案を、目安を各地方に振るというこの事態はまずおかしいと思います。中央で一致していないのに、それを地方に振って、地方が一致するということはまず考えられない。一応今の地域別最低賃金の結審状況を見ると、今のところは2件だけが全会一致していますが、ほかの県は全部使用者側は反対と、ほとんど反対している。政府の骨太方針が平均1,000円と銘打っていらっしゃいますけれども、今年がこうだったら、来年も再来年も同じような意向になってくると思うのですね。目安自体は尊重していますけれども、ただ、どうやって目安の金額が出たかということについての合理性が全く見えない中で、政府が、政府主導の形になっていますけれども、目安を出された。最低でも、例えば、821円や822円と、答えが出てきますよ。ただ、必然的にどの県も最低になりたくないのも、それに合わせたような金額の提示という形になると思います。今まで地方で全会一致を目指していろんな議論、いろんなデータを見ながらしてきたことが全て無になってくるような感じも私は受けます。それだったら、もう中央自体がAランクは何円、Bランクは何円、Cランクは何円と提示してもらった方が、どの県もビリになりたくないのも、このように一々議論する必要は特に無いと思っています。

業況については、先ほど平木委員が言われたように、どの企業ももう汗も出ない程度にいろんな合理化、省エネ、省人化も行ってきている中で、これ以上何をするのかと思います。やはり生産性が上がって初めて賃上げができる環境が整うのであって、それが整っていない業種について、政府も支援します、いろんな助成金出しますよと言われるけれども、それは一時的なものであって、最低賃金が上がるとこれは未来永続的に2年も3年も進んでいきますので、もし賃上げしていくのであれば、その辺の2年も3年も持続的にやはり賃上げに見合うような支援をお願いしたいというのが私の意見です。

○宮城委員 先ほど言うのを忘れていたのですけれども、今労働者側からお話がありましたが、29円上がると821円になる、28円だと820円になるということで、求人の方の関係で担当者の方に聞いてみると、恐らく821円では出しませんよね。幾ら切られても5円単位、10円単位ということになるので、821円になると、恐らく求人広告は

830円のところが増えてくるかなと、実質38円の引上げです。影響率についても、830円になると1.6%ぐらい上がるし、いろいろ上がるわけですよ。恐らく各企業について、最低賃金を遵守するというので、影響率自体も、現在影響率792円で0.39%ということで、ほとんどの企業が最低賃金を守っている。これは当然のことですが、罰則規定がありますから、当然守らなければいけない法律的根拠があるのですけれども、こうして政府主導で上がっていくということになると、先ほどお話があったように、その賃金を払えない企業は廃業してくださいというような政府の方針ではないかなと思うわけです。それで、恐らく廃業というのは現在も進んでいますし、そういう方々がどのようになるかという、使用者であった方々が廃業されて、大手企業かほかの業種の労働者に替わると、あるいは替われればいいのですけれども、替われなかった場合はどうなるのかと思うと非常にぞっとするという思いがあります。やはり中央最低賃金審議会でお話ししていただいている皆さんについては、ほとんどが首都圏で働いておられる方ですので、地方のことはほとんど分からない方ばかりではないかなと推測します。本来であれば、今はウェブ会議等ができるわけですから、地方の方の委員も加えて、中小企業の方の委員も加えて、そういった形で審議するのが本来の姿であろうと思いますので、今後の審議の在り方として、そういった方向性も考えていただきたいと思います。地方から東京に行くのは大変なのでという時代はもう過ぎ去っていますから、そのようなウェブ会議での参加など、そういったものも考えていただければと思っております。以上です。

○佐藤部会長 使用者側委員の皆さん、ありがとうございます。

ほかに追加で言い足りないことなどがある方、いらっしゃいますか。もう特に無いですか。

では、これからこの公益委員見解を専門部会委員の意見としてまとめていきたいと思うのですが、これに賛同していただけるか、それとも反対かの採決を行いたいと思います。採決は挙手で行いますので、賛成、反対、いずれか一方に挙手をお願いしたいと思います。

それでは、今回の提案に対して賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○佐藤部会長 4名ということですね。

では、反対の方、挙手をお願いします。

〔反対者挙手〕

○佐藤部会長 では、3名ということですね。

では、賛成が4票、反対が3票ということで、賛成の方が多ということなので、今回の公益委員見解を基に報告文を作成し、本審の方に報告したいと思います。

では、再度確認をさせていただきますが、本年度鳥取県最低賃金については、時間額821円、引上げ額29円、効力発生日を令和3年10月6日、生活保護とのかい離の解消に関する文言については例年に倣った形にしたいと思います。

また、ここ最近、報告書については部会の要望事項を入れておりますが、これについて公益委員見解で御説明させていただいたところなのですが、これに今使用者側から頂いた要望を盛り込んだ形にしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○今井賃金室長 では、叩き台を今から作りますので、少し5分ほどお時間を頂きたいと思います。

○佐藤部会長 では、報告書の叩き台ができるまで休会といたします。

〔休 会〕

○今井賃金室長 今お配りしたものは、まだ政府の要望がそのままです。

○佐藤部会長 宮城委員のウェブ会議は中央最低賃金審議会の方ですか。政府への要望なのか、中央最低賃金審議会への要望なのか、どちらでしょうか。

○宮城委員 あれは中央最低賃金審議会への要望です。

○佐藤部会長 では、中央最低賃金審議会への要望の方にはそれを入れましょうか。

○宮城委員 いや、入れなくてもいいです。ただ、議事録の中には入れていただきたい。そういう考えもあっていいのではないのでしょうか。

○今井賃金室長 そうしますと、今御提示したのが公益委員見解で、公益の方が労働者側の御意見と使用者側の御意見ということで聞かれて、その組み込まれた形での政府に要望ということで、見解に書かれたのをそのまま入れた形となっております。それと、先ほどの採決の状況を反映しました。

○佐藤部会長 そうしましたら、一応報告書の読上げをお願いします。

○今井賃金室長 それでは、読み上げます。

案、令和3年8月10日、鳥取地方最低賃金審議会、会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和3年6月24日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論

に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月5日発効の鳥取県最低賃金（時間額790円）は、令和元年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、政府への要望。①中小企業・小規模事業所の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識であり、政府は生産性向上の支援（業務改善助成金の周知及び利用促進等）や取引条件の改善（下請取引の適正化）等の取組を強化すること。②新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、現下の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を踏まえ、政府は引き続き事業継続・雇用維持のための思い切った支援策を実行すること。

2、中央最低賃金審議会への要望。①中央最低賃金審議会においては、中小企業・小規模事業者や地域経済の厳しい状況を考慮し、明確な根拠のある目安額を示すこと。②中央最低賃金審議会においては、三者構成の枠組みを大切にし、目安制度の在り方について、全員協議会でしっかり議論すること。特に、目安額を示す場合においては、全会一致をもって地方最低賃金審議会に提案すること。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

鳥取県最低賃金専門部会委員。公益代表委員、部会長 佐藤匡 国立大学法人鳥取大学地域学部准教授、部会長代理 中野聡 特定社会保険労務士、石川真澄 公立鳥取環境大学経営学部教授。労働者代表委員、河村正之 電機連合山陰地方協議会事務局長、田中穂 日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長、林大介 UAゼンセン鳥取県支部支部長。使用者代表委員、花原秀明 元三洋製紙株式会社総務部参与、平木修 元鳥取県商工会連合会副会長、宮城定幸 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事。

別紙1、鳥取県最低賃金。1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間821円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

別紙2、鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。1、地域別最低賃金、（1）件

名、鳥取県最低賃金。(2)最低賃金額、時間額790円。(3)発効日、令和元年10月5日。2、生活保護水準。(1)比較対象者、18から19歳、単身世帯者。(2)対象年度、令和元年度。(3)生活保護水準(令和元年度)、生活扶助基準(第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費)の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(93,251円)。3、生活保護に係る施策との整合性について、上記1(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2(3)に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。注意書きは御覧のとおり記載がございます。

後、鳥取県最低賃金審議の経過概要及び次ページに鳥取県最低賃金専門部会審議経過をまとめてございます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今読み上げていただいた報告書(案)の内容を部会報告として本審に報告させていただくことについて、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

何か修正意見等がありましたら、お願いします。特にありませんか、大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、報告書(案)から「(案)」を消したものを報告書として本審に報告させていただきます。

それで、本日は残念ながら全会一致とはなりませんでしたが、最低賃金審議会第6条第5項を適用しての答申という形では出せなかったわけですが、部会としては結審をし、任務を終えました。

それでは、議事次第の2、その他についてですが、事務局、何かありますでしょうか。

○今井賃金室長 それでは、結審となりましたので、第528回鳥取地方最低賃金審議会を、この後開催をしたいと思っております。開催の時刻はちょうど10分後、11時からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、これにて専門部会を閉会いたしたいと思っております。大変難しい状況の下、熱心な議論をいただき、本当にありがとうございました。これで閉会します。

署名

部会長

委 員

委 員